

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、地域防災拠点運営委員会の元会長が、平成 12 年から平成 17 年に区から防災活動奨励助成金交付を受け、私的に払い戻していたとして、元会長に対して不法行為にもとづく損害賠償請求を求めています。

しかしながら、請求人が主張するように、元会長に対する損害賠償請求権があったとしても、その権利は地域防災拠点運営委員会にあると解するべきであり、横浜市は監査請求の対象とすべき当該損害賠償請求権を有していません。

（参考：平成 23 年 11 月 24 日大阪高等裁判所判決 事件番号 平成 23 年（行コ）第 82 号）

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。